

# 青森県報

第四千二百六十八号

平成二十九年

三月一日

(水曜日)

## 告 示

青森県告示第百三十八号

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程

青森県人口移動統計調査規程(平成十二年三月青森県告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中、「(従前の住所地在県外にある場合を除く。)」を削り、同項第五号中、「及び年齢階層別」を、「年齢階層別及び従前の住所地別」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中、「及び年齢階層別」を、「年齢階層別及び転出先の住所地別」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中、「男女別」の下に「及び転出先の住所地別」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 転入者の県内における居住の経験の有無

第五条第一号中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二号中「第七号」を「第六号」に改める。

第六条第一号中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二号中「第七号」を「第六号」に改める。  
別記様式を次のように改める。

### 目 次

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程……………	(統計分析課)	… 一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	… 二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………	(同)	… 二
技能検定試験の施行……………	(労政・能力開発発課)	… 三
右 同……………	(同)	… 四
保安林の指定解除予定……………	(林政課)	… 五
建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定……………	(建築住宅課)	… 五
漁船保険付保義務の発生……………	(下北地域民局)	… 六
公 告		
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………	(情報システム課)	… 六
農地を利用する権利の設定の裁定申請……………	(構造政策課)	… 七
建設業者の許可の取消し……………	(監理課)	… 八
公共下水道の事業計画の変更案の縦覧……………	(都市計画課)	… 八
正 誤		
平成二十八年三月三十日号外第三十八号公安委員会中……………	(警察本部)	… 八
	(監察課)	… 八

別記様式(第6条関係)

青森県人口移動理由等調査票

青森県企画政策部統計分析課

この調査は、青森県における人口の動きを明らかにし、今後の施策の立案や実施に必要な基礎資料を得ることを目的とする重要なものです。統計以外の目的には使用しませんので、御協力をお願いします。

1 転入ですか、転出ですか。

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 転入
- ② 転出

2 転入・転出される方々について

該当するものを○で囲んでください。ただし、年齢は届出日現在の満年齢を記入してください。

性別	男	女	男	女	男	女	男	女
年齢(届出日現在)	満	歳	満	歳	満	歳	満	歳
(転入される方のみ)以前、県内に住んだことはありますか。	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

3 転入前・転出先の住所について

該当する番号を○で囲んでください。①、②を選択した方は、自治体名を記入してください。

- ① 県内の他の市町村
- ② 他の都道府県
- ③ 外国

(市町村名: ) (都道府県名: )

4 転入・転出の理由について

今回の転入・転出の理由のうち、主なものを1つだけ選び、該当する番号を○で囲んでください。

①、②、③を選択した方は、(2)についても1つだけ選び、該当する番号を○で囲んでください。

(1) 理由	(2) 転入・転出後の仕事の種類
① 就職	① 農業、林業
② 転職	② 漁業
③ 転勤	③ 鉱業、採石業、砂利採取業
④ 退職	④ 建設業
⑤ 就学	⑤ 製造業
⑥ 結婚	⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業
⑦ 離別・死別	⑦ 運輸業、郵便業
⑧ 介護・看護	⑧ 卸売業、小売業
⑨ 施設入所	⑨ 金融業、保険業
⑩ 新築・転宅	⑩ 教育、学習支援業
⑪ その他( )	⑪ 医療、福祉
	⑫ 各種サービス業(不動産、宿泊、飲食、娯楽業など)
	⑬ 公務員
	⑭ その他( )

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

- 1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 青森県人口移動統計調査(この規程の施行の日前に係る部分に限る。)に係る報告を求める事項、報告を求める者及び報告を求めるために用いる方法については、なお従前の例による。

青森県告示第百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
よじは薬局三内店	青森市里見二丁目二の三〇	平成二九・三・一
アイセイ薬局八戸中央店	八戸市大字番町三五の一	"
サカ工業局布屋	五所川原市字弥生町四の一	"

青森県告示第百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更 年月日
変更前	リヴ調剤薬局長島店	青森市長島二丁目八の三	平成 元・三・一
変更後	沖館薬局長島店		

青森県告示第百四十一号

平成二十九年前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび、左官、畳製作、防水施工（セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾

次の職種は、学科試験のみ実施する。

ブロック建築、タイル張り

2 三級

園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て、建築大工、広告美術仕上げ、フラワー装飾

3 単一等級

塗料調色

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十九年六月五日（月）から同年九月十日（日）までの間に  
おいて、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十九年七月十六日（日）に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十九年八月二十日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(2) 三級

金属熱処理

(三) 平成二十九年八月二十七日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

(四) 平成二十九年九月三日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

- 1 実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
- 2 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十九年四月三日(月)から同月十四日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

- 2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八 五五六一)に問い合わせる。

青森県告示第百四十二号

平成二十九年全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

- 1 随時三級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、  
 鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、  
 プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤  
 作業、マシニングセンタ作業)、金属プレス加工、鉄工、建築板金(内外装板金  
 作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、  
 溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ(治工具仕上げ作業、  
 金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査、ダイカスト(ホットチャン

バダイカスト作業、ゴールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て、電気  
 機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作  
 業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造  
 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工、  
 染色(系浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製  
 造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製  
 造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作  
 業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷、製本、プラ  
 スチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー  
 成形作業)、強化プラスチック成形、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、  
 パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、か  
 わらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、  
 型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工(プラ  
 スチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作  
 業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエ  
 ルポイント施工、表装、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴  
 霧塗装作業)、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、  
 めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器  
 組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、  
 ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布は  
 く縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック  
 成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベー  
 コン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、  
 配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、  
 熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 実施期日  
 実技試験及び学科試験は、平成二十九年四月一日(土)から平成三十年三月三十  
 一日(土)までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所  
 実技試験及び学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限  
随時受付をする。

五 その他他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四二五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）に問い合わせる。

青森県告示第百四十三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

上北郡横浜町字雲雀平一の一四八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

青森県告示第百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）  
二 中間検査を行う期間 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで  
三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物及び法第八十五条の規定の適用を受ける建築物を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。

用 途	規 模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの（床面積が百平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。）その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又は主階が一階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）
2 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等を含む。）、ホテル又は旅館	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
4 下宿、共同住宅（階数が三以上である共同住宅であって、床及びはり鉄筋を配置する工事があるものを	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以



<p>除く。)、寄宿舍、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が十平方メートル以下のものを除く。)</p>	<p>上のもの</p>
<p>5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p>	<p>その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの</p>
<p>4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造</p>	<p>二階の床版(二階がない場合は、屋根版)の配筋工事又は取付工事</p>
<p>3 鉄骨造</p>	<p>二階の床版(二階がない場合は、屋根版)の配筋工事</p>
<p>2 組積造及び補強コンクリートブロック造</p>	<p>二階の床版(二階がない場合は、屋根版)の配筋工事</p>
<p>1 木造</p>	<p>軸組工事(枠組壁工法にあつては枠組工事、木質プレハブ工法にあつては組立工事)及び屋根工事</p>
<p>四 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表の上欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる工程とする。</p>	

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行し、同日以後に法第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物について適用する。

青森県告示第四百四十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

<p>発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>加入区の名称</p>
<p>むつ市大畑町新町二〇の二 一戸 清史</p>	<p>大畑</p>
<p>むつ市大畑町湊村四 新保 信一</p>	<p>柏 智弘</p>
<p>むつ市大畑町正津川平二五四の四</p>	<p>住吉 與悦</p>
<p>下北郡東通村大字尻屋字村中四一</p>	<p>寺道 芳信</p>
<p>下北郡東通村大字尻屋字水神一三の二</p>	<p>南谷 直樹</p>
<p>下北郡東通村大字尻屋字唐沢一の一</p>	<p>尻屋</p>

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
 税務オンライン端末等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 青森県企画政策部情報システム課  
 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
 平成二十九年二月七日
- 五 落札者の名称及び住所  
 NECキャピタルソリューション株式会社  
 東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 落札金額  
 千三十六万八千円
- 七 落札者を決定した手続  
 貸借借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
 平成二十八年十二月二十八日

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三三の一	畑	四、七三八

二 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
平成二十九年三月	五年	〇円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年三月十五日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社丸福総産
- 二 代表者の氏名 千葉郁弥
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第四〇〇三九四号
- 五 取消年月日 平成二十九年二月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

前記建設業者が不正の手段により建設業法第三条第一項の許可を受けたことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公共下水道の事業計画の変更案の縦覧

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の規定により、十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第三条の規定により公示し、次のとおり十和田湖特定環境保全公共

下水道事業計画の変更案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 変更に係る予定処理区域  
十和田市大字奥瀬字十和田、字十和田湖畔休屋、字十和田湖畔宇樽部及び字十和田湖畔子ノ口の各一部
- 二 変更に係る工事の完成の予定年月日  
平成三十六年三月三十一日
- 三 縦覧場所  
青森県土整備部都市計画課、上北地域県民局地域整備部企画整備課及び十和田市上下水道部下水道課
- 四 縦覧期間  
平成二十九年三月一日から同月十四日まで
- 五 縦覧時間  
午前八時三十分から午後五時まで

正

誤

警察本部 監察課

発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤
平成二九年三月一日	公安委員会規則	第三号	一	上	後ろから一〇か	
青森県公安委員会審査請求手続規則						正
青森県警察行政不服審査手続規則						
規則（昭和四十七年一月青森県公安委員会規則第一号）の全部を改正する。						

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭